

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する 自主行動規範

一般社団法人全国木材組合連合会
制定 令和6年12月27日

1 はじめに

一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）は、再生可能エネルギーの電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）及び、平成24年に林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（最終改正令和6年、以下「発電利用ガイドライン」という。）を踏まえ、再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、これらの木質バイオマスの供給者が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定する。

また、令和4年度以降のFIT・FIP認定案件（1,000kW以上）については、ライフサイクルGHGの基準が適用される場所、発電事業者によるGHGの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

2 間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定

全木連は、発電利用ガイドラインに示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、全木連の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクルGHGの算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

3 既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

全木連は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利

用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

4 情報の公開

全木連は、本行動規範に基づく事業者認定状況、当該事業者の取扱実績など取組状況の概要を公表する。